搬入できません事業系粗大ごみ 月29日月~10月10日金

雇用事業所や指定障害福祉所。ただし、重度障害者多数

ビス事業所などは除き

市清掃センター

ま

す

また、障害者の法定雇

す。工事期間中は、事業にみ処理場の補修工事を行い いします。 入はできません。ご協力をお願 なって発生した粗大ごみの搬 なお、 同清掃センターでは、 事業にとも 粗大ご いま

問い合わせ先 29日月~10月 工事期間(搬入規制期間) 集受付) 22 -掃センター管理課(有料個別収 FAX4-2850番、 -施設課☎24-3879番、 **雨清掃センタ** 市清

> 者雇用施策に協力している め細やか と近い、職場定がな職務配置、 職場定着

中も通常通り受け付けます。

9月

有料個別収集は、

工事期間

極的に受け入れるなど、障害

一般家庭からの搬入

②職場実習や委託訓練等を積 ①障害者雇用に理解と熱意が 推進して おいてご あり、 して いなくてはなりません。 の対象となる事業所 積極的に障害者雇用を いること 法定雇用率を達成

応募用紙を、 してください。

会議所 (中央町)、稲枝商工会します。 匝商工課、彦根商工は事業所による自薦応募と (稲部町)にある、 る団体の長による推薦、また募方法 障害者雇用に関わ 推薦調書・ ムペー

④その他、特に障害者雇用およ いると認められることび障害者の福祉に貢献して 積極的に努力して ること

を行います。 11月21

籍市民をとりまくさまざまな域社会づくりをめざして外国だれもが安心して暮らせる地で和もが安心して暮らせる地である。

第4回外国籍市民施策懇談会

心の合わせ先 します。 彦根市ホームページで公た事業所は、「広報ひこね」 素所は、「広報ひこね」やいます。また表彰を受けいます。また表彰を受けいました。 -9番、 F A X 22 市商工課☎30 ージで公表

していた

場 所

30 分 ~

市民会館2階会議室分~同11時30分

日時 します。

9月13日出

※今回は、教育分野を中心に話

ページをご覧ください。については、彦根市ホーム※これまでの会議の経過などだくことができます。 ※会議は自由に傍聴 し合う予定です。

問い合わせ先

市市民交流課

ジからもダウンロードでき い。推薦調書・応、雨商工課に提出

応募締切日

広告入り窓口封筒の 無償提供者を募集します

彦根市では、市民の皆さんなど、来庁者が使用する窓 口封筒を無償提供していただける事業者(無償提供者) を募集します。

意のある事業所を表彰します。るため、障害者雇用に理解と熱雇用の促進と就労の安定を図

障害者雇用に理解と熱

の促進と就労の安定を図

害者雇用の理解を広め、

障害者

枝商工会では、社会における障

彦根市と彦根商工会議所・稲

害者雇用推進事業所表彰

商工

所および稲枝商工会の地区)対象 彦根地域(彦根商工会議

のいずれかりの事業所で、

次の4つの基準

事業者の条件 窓口封筒に広告を掲載する広告主を募 集し、広告原稿の事前確認や広告主との調整を行うな ど、広告掲載にかかる一連の業務を行い、市に窓口封 筒を提供する事業者。

無償提供いただくもの

広告入り窓口封筒 来庁者が市民課や税務課などで 交付を受けた各種証明書などを入れて持ち帰るた めの封筒

①規格および製作予定枚数

ア 角型 2号(縦 332mm×横 240mm) 15,000 枚 60,000 枚 角型 6 号(縦 229mm×横 162mm)

②広告掲載範囲 封筒の表面積および裏面積のそれ

ぞれ3分の1 ③掲載できる広告内容 広告主の業種、広告内容につ いては、彦根市ホームページに掲載の「彦根市広告

入り窓口封筒無償提供取扱要綱」および「彦根市無 償提供窓口封筒広告掲載基準 | を遵守してくださ

4 設置場所 市役所庁舎(市民課、保険年金課、税務 課)、稲枝支所、各出張所

設置した日から1年間

募集期間 9月1日(月)~同16日(火)の8:30~17:15 (土・ 日曜日と祝日を除く)

※郵送による場合は、募集期限の9月16日(火)の消印有効

事業者の選定 提出書類を審査した上で、要綱や、その 他別に定める要件に合致するかどうか公正に判断し、 応募者が複数ある場合は、抽選により1事業者を選定

その他 応募についての詳しいことは、彦根市ホーム ページに掲載の募集要項、窓口封筒無償提供申込書な どをご覧ください。

30-6111、FAX22-1398

ご意見をおよせいただき ありがとうございました

(仮称) ふるさと彦根 応援寄附条例骨子案

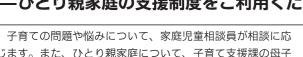
意見の件数 6件

案の修正を行うもの 0件 案の修正は行わないが、 運用において意見を 反映させるもの 2件 4件 案の修正を行わないもの

問い合わせ先 雨まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398

応援します 母子家庭・父子家庭





同子ども青少年課、同子育て支援課 ☎23-9590、FAX26-1768 じます。また、ひとり親家庭について、子育て支援課の母子 **同家庭児童相談室 2**23-7838

日時

9月1日例

~同5日金

人権啓発パネル展

※オープニングセレモニー、

ンポジウムには、手話通訳と

パネル展

など

発強調月間にあわせて啓発行事

(紙ふうせん) ▼おしゃべりコ ほか) ▼ふれあいコンサ

(こんのひとみさん)

できるよう、

9月の同和問題啓

別の解消に向けて主体的に行動

問い合わせ先

問人権政策課♂

」入賞作品などの展示

内容「はー

とふるメッセ

ージ2

課8077

凰人権施策推進 (最終日は午後4時まで)

市役所1階ロビ

問い合わせ先

※託児あり(要事前由

要約筆記があります。

午前8時3分~午後5時15分

困ったときの相談 自立支援員や各地域のひとり親家庭福祉推進員が各種の相談 に応じます。

母子家庭の人が、安定した就労のために、資格や技術取得 自立支援教育訓練 などを目的とする教育訓練講座を受講したときに、受講料の 補助金

安定した就労のために、看護師や保育士など、2年以上の 母子家庭高等技能 修業を要する資格養成学校を受講した母子家庭の人に、修業 期間の3分の2を経過した日以後、残りの修業期間(12か月以 訓練等補助金 内) に訓練促進費を、訓練終了後に終了一時金を支給します。

母子家庭と寡婦家庭の子が、高校や大学などに進学したと 母子・寡婦福祉 資金の貸し付け きの就学支度資金や、修学資金、転宅資金などを貸し付けます。 児童扶養手当の支給

控除が受けられることがあります。

離婚や死別などの理由で父親と生計をともにしていないと きに、児童扶養手当を支給します。

一時的な家事援助や保育サービスが必要なとき、家庭生活 支援員を派遣します。

保護者の病気や急な用事などで、社会福祉法人やNPOが

実施する「子育て支援事業」を利用したときに、利用料の一

部を助成します。 **同保険年金課**

医療機関を受診したときの医療費を助成します。 県立高校に在籍する生徒の修学を援助するため、授業料を 免除する制度があります。

扶養親族などがある人は、所得税や住民税で寡婦 (寡夫)

230-6136 FAX22-1398

団子育て支援課

23-9590、FAX26-1768

各県立高校 **雨税務課**

230-6140, FAX22-1398

を深め、県民一人題についての正し

U

い理解と知識

後4時30分

▼シンポジウム

ンポジウム (イーデル民会館(高島市)ほか

ソンさん、安藤仁介さん

9月は同和問題啓発強調月間です

398番

のまち

差別のない

まち

30

5番、FAX22-1

市人権政策課、県人権施策推進課

彦根市と滋賀県では、

同和問

時 9月6日出 午前10時~んけんフェスタしが2008

差別をはじめとするあらゆる差を深め、県民一人ひとりが部落

※それぞれの支援には、所得制限や適用要件があります。詳しくは、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

13 広報ひこね 平成20年9月1日

保育などで手助けが

欲しいとき

利用の助成

医療助成制度

高等学校に

税の軽減

修学するとき

子育て支援事業

午前9時

第4回会議を次のとおり開催問題について話し合う場です。